

令和2年3月19日

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

行政文書開示請求について（求補正）

令和2年2月14日付けの行政文書開示請求につきまして、下記のとおり補正事項をお知らせしますので、大変お手数ではありますが、本年3月26日（木）までに御回答いただきますようお願いします。

記

1. 請求する行政文書の名称等

黒川弘務 東京高検検事長の勤務を半年間延長することに関して、内閣法制局が作成し、又は取得した文書

2. 補正事項

上記1の請求について、内閣法制局では、黒川弘務東京高等検察庁検事長個人の勤務延長に関して、他の行政機関から協議を受けたことはなく、当該勤務延長に関する行政文書は保有しておりません。

なお、参考までにお伝えしますと、検察官の勤務延長制度の適用に関して、内閣法制局では、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち、検察官の勤務延長に関する法改正案の資料（検察庁法の一部改正に関する法律案等）を「国家公務員法等の一部を改正する法律案の資料」として保有しております。

「国家公務員法等の一部を改正する法律案の資料」には、他の行政機関から相談を受けて回答した際に作成した資料である「応接録（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）」のほか、検察庁法の一部改正に関する法律案等の法案審査資料（改め文（法改正の条文）、新旧対照表、法案説明資料等）が保存されています。

「国家公務員法等の一部を改正する法律案の資料」は分量が多く（目安として、厚さ7cmサイズの行政文書ファイルが2冊、厚さ3cmサイズの行政文書ファイルが1冊）、この全ての開示を希望される場合、開示実施の際に手数料が高額になる可能性があります。

上記のことを踏まえ、再度、開示請求内容を御検討いただき、その内容を御回答いただきますようお願いします。回答に当たっては、できる限り具体的に請求内容を記載していただくようお願いします。

（連絡先）

電話：03-3581-7271（内線2157）  
担当者：内閣法制局第二部 池田